

# 経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成28年9月13日(火) 13:03～16:19

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

松尾 勇臣 委員長

川口 延良 副委員長

池田 慎久 委員

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席議長 川口 正志 議長

出席理事者 森田 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

参考人 上森 奈良県信用保証協会会長

傍聴者 1名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○松尾委員長 それでは、ただいまの説明またはその他の事項を含めた質疑に移りたいと思います。

本日は、参考人として奈良県信用保証協会の上森会長が出席ですので、まず先に奈良県信用保証協会に関する質疑を行います。

○川口(正)議長 出しゃばるようではありますが、このことは皆さんに発言をしてもらうのは当然だけでも、私が思いを込めて先に話をしたほうがよいのではないかと思うので失礼をしますが、ご理解いただきたいと思います。というのは、上森信用保証協会会長、懐かしいです。随分久しぶりにこの委員会に顔を出してもらったわけですが、私も

県議会議員を37年余りやっていますが、信用保証協会の会長が議会の委員会に顔をお出しいただくのは、これは初めてのことだと思う。異例中の異例ではないかと思うわけです。そういう異例ですので、あえて発言をさせてもらおうと思います。

上森会長にきょうおいでいただいたのは、前回の委員会で、新聞で信用保証協会のことが余りにも何度も報道されたという議論がありました。県議会がこのことを全く黙認、見知らぬ顔で、見知らぬ思いで過ごしてよいのかどうなのかは、お互いの関心事です。そういうことで、信用保証協会のいろいろな沿革や事柄を知ることは奈良県政の経済政策にとって極めて重要な内容ではないのかということ、一度、信用保証協会会長から、もちろん担当部長から話を聞くことも大事だけれども、やはり生で話を聞いたほうがいいのではないかということできょうは出席してもらおうということになり、議長名で出席要請をした経過をたどっています。

あえて申し上げますが、率直に、国でも、地方自治体でも天下り人事に対しては極めて関心があり、今日まで課題としてずっと続いています。いろいろな意見を抑えに抑えているのが今日の姿ではないかと。天下り人事についての議論を、改めて提起をしていただいたということではないかと思う。きょうの委員会で論議される必要があろうと思っているわけです。

きょう私が尋ねたいのは、信用保証協会のつくられた経緯や、今日の実績、県とのかかわり合い、金融機関とのかかわり合いなどで、しっかりと勉強させていただこうと、お互いそういう気持ちであることを前もって申し上げておきたいと思います。

私の認識では、信用保証協会は小・零細企業、中小企業に手だてを加えようと、対策を講じなければならないというのは、戦争が終わった後、国に中小企業庁が設置をされた経緯があります。その経緯の中、日本の国は荒廃していましたから、勤労者の労働意欲を高めなければならない、暮らしそのものを安定させなければならないということで、勤勉さを求めたと。勤勉さを求める内容としては、大いに節約をして積極的に貯蓄でもしてという奨励をされたことは少年時代に記憶をしています。加えて、経営者は資金がないと、だから勤労者の勤勉に絡めた形で、その蓄財された預金を金融に回して企業の活性化を図ろうということも促進をされた。そういう中で信用保証協会が立ち上げられた。国の法律によってつくられたという経緯が私の認識としてあります。その後の景気の回復については高度経済成長政策、前段としては月給を2倍にしようという政策もあったわけです。貧乏人は麦飯を食えという言葉まで出て問題になったことを思い出しますが、いず

れにしても信用保証協会の役割は、中小企業、小・零細企業に対する手だての金融機関として、今日まで奈良県経済に寄与する大きな機関であると。中でも県とのかかわり合いなしで信用保証協会の存在はあり得なかったということで信用保証協会の組織の基盤については県、市町村、企業団体、金融機関の構成でまとめられていると認識をしています。まずは、そのようなことではない、こんなことも加わっていますということがあろうかと思えますので、そういった点についてお教えをいただきたいと思えます。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 上森です。よろしくお願いします。

今、議長からお話がありましたように、信用保証協会は昭和23年に、もともと財団法人から出発をしました。その後、信用保証協会法ができ、現在は全国で51の信用保証協会があります。47以上ありますのは、一部名古屋市など政令市で独自に持つておられるところがあるので51になっています。

おっしゃっていただきましたように、いろいろな形のかかわりを持ちながら今まで成長してまいりました。特に当初は県、市町村にいろいろな形で出資も含めてお願いをしました。かなりの出資をしていただいたのも事実です。その中で、金融機関ともいろいろな形のつき合いというか、かかわりがあります。特に奈良県の特殊な事情としては、地方銀行が1つしかない。そして、信用金庫が3つ。この4金融機関で奈良県の中小企業対策、私どもの保証残高の大部分をこの4つでお願いをしているのが実態です。

大きな銀行が奈良県に出てこられるのが遅かったこともあるのかもわかりませんが、中小企業対策としては地元金融機関が今まで以上に頑張っていたという経過があると思えますが、特に県とは、現在は会長のみが出向というか、行っていますけれども、過去には専務や常勤理事ということで出向していた場合もありました。現在、私で奈良県信用保証協会の10代目の会長になりますけれども、そのうちの初めの3人までは民間で、4代目以降は県の出身者がずっと会長を務めているということです。そういった意味からも会長、県と信用保証協会とは切っても切り離せない関係にあらうと認識をしています。以上です。

**○川口（正）議長** まずは国の法律で信用保証協会がつくられるようになったと。出資金、出捐金と言っているのか、寄附金とやっているのか、適切な言葉はわからないのですが、大半が県から出資金、寄附というものが出されての運営の出発です。けれども、歴代の信用保証協会の会長は3代は民間である南都銀行の頭取が兼務をなさっていたのだらうと思えます。それから、4代目が県の出納長です。この人は元警察畑から県の出納長になられ

て、その後、信用保証協会の会長に9年間就任をされたと。その次が県の部長が2代就任をなされた。つまり5代目と6代目が県の部長で、7代目は柿本氏が副知事時代に兼務をなされている。それからその次に、柿本氏が退任をなさってから副知事であった中村正氏が就任をされた。そして、その次が森本紘司氏で部長であったり、県の理事になっておられた方です。それから、今は上森氏が担当しておられると。上森会長は今、信用保証協会に籍を置いておられますが、県の推薦でなられた方です。他の機関から推薦をされたのですか。それを尋ねておきたい。

○上森奈良県信用保証協会会長 今と当時とはシステムというか法律が変わりましたので、若干違っているのですが。

○川口（正）議長 私は、昔のいきさつを聞いているわけです。

○上森奈良県信用保証協会会長 私は、推薦などではなくて、知事の任命で理事に就任をしたということです。

○川口（正）議長 その当時は、知事の任命でなられたのですか。わかりました。それは、知らなかった。知事の任命だというけれど、信用保証協会の会長になろうと思えば、まず信用保証協会の理事になって、理事の中から互選をされるものだという私の認識だったのですが、それは違いますか。

○上森奈良県信用保証協会会長 少し誤解があったようなので、訂正させていただきます。

今、川口議長がおっしゃいましたように、信用保証協会の役員全てですが、まずは知事の理事に対する認可、監事に対する認可というか、任命が要ります。会長や専務などいろいろ役職理事がおりますけれども、役職理事についてはその理事の中から理事会において選任をすることになっています。

○川口（正）議長 私もよくわかりません。理事会の互選だと私は認識していたから、当時はそれで正しいのですね。今は変わったのですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 いいえ。今も理事会の互選には変わりありません。ただ、理事の任命の仕方が法的に少し変わったということです。今までは知事の推薦がなくても理事の任命ができたのですが、今回、昨年4月から法律が変わり、システムを全部変えて通常の理事には必要がないのですが、県出身の理事予定者で、かつ会長になる予定のある者については、別途定める方法で推薦あるいは第三者委員会という外部の目を通した形でまず決定をせよと変更されています。任命そのものの行為は変わっていません。その前段階が変わったということです。

○川口（正）議長 また私の認識と若干ずれがありますが、まず理事の資格を得なければ会長になれないわけです。けれども、この人を会長にしてもらいたい、そのための理事だという推薦ということですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 そうです。

○川口（正）議長 まず理事にならないとだめなのでしょう。

○上森奈良県信用保証協会会長 ややこしいことを申し上げているつもりはないのですが、理事になる人は、通常の非常勤理事の場合と、常勤理事になる予定者の場合が基本的にありますが、その中で、まず一番問題は県出身者であるということ。県出身者でない方にはこういう手続は要らないのですが、県出身者であるということと、代表権を持つ理事、専務と会長だけですけれども、代表権を持つ役職に着く予定者になる場合はその手続を経よとなっています。これは川口議長が先ほどおっしゃいましたけれども、天下り等の問題からこういうシステムに変えられたということです。

○川口（正）議長 今の内容については、経済労働委員会の委員の皆さんにもいろいろな意見があるかと思しますので、けじめでとるという議論をしようとは思いません。私が尋ねたいのは天下りの是非はともかく、まずは会長になるならないは別として、理事としての推薦、理事の資格を得ないと役職に、会長や専務その他のポストもあるのだろうと思いますが、まず理事にならないとだめなわけですね。理事になった上で誰にどのポストに座ってもらうかの議論があるわけですね。けれど、あらかじめこの人は常勤の役職に着くという推薦の場合は、別途委員会を持って云々というように私は聞きましたが、それであったとしてもまず理事になってもらうことが大事だと思います。あなたはポストに着いてもらえないけれども理事でおさまっておいてくださいという落ちつき方もあるはずだと思いますけれども、理事にならない間に新聞で報道されているような内容が表に出るのは、いろいろな公職にかかわっての人事の私企業であったとしても、こういう公開をされた人事は余り聞いたことがないけれども、こういう形になっているのは不思議だと、異常だとは思いませんか。

○上森奈良県信用保証協会会長 私自身、経験をしたことがないことですし、決していいことだとは全然思っていません。びっくりしているというか、びっくりしたというのが実情です。

○川口（正）議長 そこで聞きます。では新聞で報じられた内容は、どこから出てきたのですか。あれはうそですか。あれは事実を書いているのでしょうか。ああいう記事が漏れる

ということは一体どういうことですか。内幕を知っている人たちは限られた人間です。では、限られた人間で犯人を探してもらわないといけない。犯人という言い方はどうかとは思いますが、人をさらしものにしたら、これは人権侵害でしょう。個人情報への侵害にならないですか。俎上に上がった人をひいきにする、ひいきにしないなどの問題ではなく、一般常識です。人権という立場で私は物を言っているのです。ああいう記事がなぜ出るのか、追及するつもりはありませんか。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 私にはそういう権限も何もないと思っていますけれども、川口議長がおっしゃったように、なぜああいう記事になったのかは、不思議に思っています。ただ、書かれていること自体は、ほとんどが公表している数字ですし、ホームページを見ていただければ全部出てきます。いろいろな法律の問題についても、パソコンを開けば全部すぐに出てくるものばかりですので、そういう意味では誰がどうのこうのではなくて、取材をされたと思っていますけれども。

**○川口（正）議長** 新聞に出た内容は全部公表されている内容ですか。本当ですか。

**○松尾委員長** 数字や人事のことだけではなくて。

**○川口（正）議長** 委員長から人事の話ばかりしないで事業の内容も聞きなさいと。事業の内容は後でいろいろ質問していただきたいと思いますが、個人情報についてこの人の子どもはどこそこへ就職しているなどの情報まで公開されていますか。公開されていないでしょう。公開すべきものと違うでしょう。あの新聞記事はこの人の子どもはどこそこに就職している、だから云々という書き方です。スクープをとられた方はどうなのか疑問に思わざるを得ない。疑問に思わざるを得ないということを提起しておきたい。いずれにしても人をさらしものにしてはいけません。そういうことに対して現職の会長として何とも思わないですか。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 信用保証協会どうこうではなくて、私個人としてなぜこのような記事が出るのだと今も思っています。

**○川口（正）議長** 信用保証協会の現職会長としてあのような記事が出るということは不思議だと思うのですね。私もあなたがそうおっしゃることが不思議でならない。話題はどんどん続くと思いますが、やはりさらしものにされた当人は気の毒で済まないと思うのです。

そこで、尋ねますが、県の職員は信用保証協会の会長になることについて県の推薦で、知事の任命で座ったと。今はそうではないという意味で捉えたのですけれども、そういうこ

とになっているのですか。

**○上森奈良県信用保証協会会長** いいえ、今も一緒です。従来のシステムで私は会長になっていますので、従来のままで、知事の任命で理事になって、理事会の議決で会長を仰せつかっているということです。

**○川口（正）議長** 今も知事の任命で座ってるという自覚ですか。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 少なくとも一昨年11月に新たに理事全員の任期がありましたから、その時点で、11月10日だったと思いますが、そこから新たな任期ということで現在に至っています。

**○川口（正）議長** 従前の会長の人事は、春になった場合と秋になった場合があります。交代はみんな任期途中です。知事の任命で会長になられているなら、この春か夏に、会長がおかわりになるようだとわさで聞きました。今度秋におかわりになるのか、それは、私はわかりませんが。では上森会長、現会長を交代してくださいという話は県から何もないのですか。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 私からはノーコメントということにさせていただきます。

**○川口（正）議長** いやいや、なぜノーコメント。そこでまたうわさを聞きます。誰かが作為で、名前の出た候補者をさらしものにしようかと、双方からさらしものにしたのですか。現会長の立場、県知事の立場、双方から彼をさらしものにしたのですか。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 川口議員がおっしゃっていることがよくわからない部分があるのですが、その件については基本的に私も何もタッチをしていません。

**○川口（正）議長** きょうはこれぐらいにしておこう。皆さん、話がわかりましたか。何もタッチしていない、何も聞いていないというコメントを。これは次回続けて真相を究明しないと、さらしものにされた人が気の毒だ。ひいきする、しないなどの問題ではなく、人権というのはこういうものでなければ、人の心が伝わらなければだめだということだけ叫んでおきたい。私は人権と人情に生きた男だから。これだけはきちんとやりますから。私一人で時間をとってもいけないと思いますので、信用保証協会の実績等について議論してください。

**○和田委員** さきの初度委員会で、信用保証協会の問題を提起し今回、ちょうどいい機会だからもっと勉強させてもらいます。県の経済の中枢を担う、県に関係する団体であると理解させていただくということで参考人として呼ぶことを提案しました。

人事というよりも組織と組織のあり方、県と信用保証協会のあり方でいろいろとご教示

いただくことの質問をします。第三者委員会がつくられて、県の推薦する方を理事あるいは会長ということで議論がされたような奈良新聞の報道になっています。そのとおりなのかどうなのか、詳しいことを教えてもらいたい。

それから、上森会長が続投ということですが、それは任期の期間ということで、当然誰からも言われることなく任期を全うすることだと思っています。けれども、昨年11月、奈良県からの推薦のあった人が会長になるかどうかは新しい仕組みで検討していくことになると思います。だとすれば、上森会長は奈良県からの任命で理事になり、会長にもなったわけですが、この新しい仕組みには関係はないということになるのでしょうか。これだけ、今のやりとりに関連して質問したいと思います。

**○上森奈良県信用保証協会会長** まず後の質問の私のことから申し上げますと、一昨年11月に新たな任期をいただき、この時点では法律がまだ執行されていませんでした。現在の新しいやり方に変えろとなったのが昨年4月からです。昨年4月以後、任期を迎える場合は必ずこの方式をとれと変わりましたので、それ以前に就任している者については従前どおりとなっています。

第三者委員会ですけれども、これも今申し上げたことと重なりますけれども、法律的な改正をすべきとされて、業務報告書から全部変えましたが、当然県の認可を受けています。その中で、第三者委員会を経て知事が推薦した者でないと理事会の互選で会長にはなれないということです。だから、会長になる予定者というか、なる者というか、そうかという人は必ずこれをかけておかなかったら理事にはなれても代表者にはなれないことになっています。必ず事前に検証審査の場合はその委員会を開かざるを得ない状況です。

**○和田委員** 疑問がなければ予定している質問に入りたかったのですが、今の答弁に少しひっかかります。それは理事になって互選ということになります。互選というときに互選の会長候補が奈良県の推薦を受けた人とするならば、そこで初めて第三者委員会が開かれると理解しますが、今の場合は奈良県から推薦を受けた人は会長に就任することありきと、適格であるかどうかを審議したとするならば、理事になるということは無視して議論されたことになるのでしょうか。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 法律の趣旨そのものについては、答える立場にもないし、よくわからない部分もありますけれども、実質的には会長候補者という呼び方をしています。基本的に例えば非常勤の理事は10数人いますが、この方たちが会長になることはあり得ないシステムですから、現実には会長候補者ということで理事になっていただくことが現

実的な対応になっています。

○和田委員 後から県と信用保証協会の組織の関係、第三者委員会について知りたいことがありますので、その問題は後に回します。

私の質問は2点です。1つは、信用保証協会の業務内容について、この機会に知っておきたい。特に先般も申し上げましたが、県の経済改革、構造改革にしっかりと取り組む。奈良県知事が一生懸命に今取り組んでいるし、産業・雇用振興部も取り組んでいます。奈良県の中小・小規模企業も頑張ってもらわなければならない、応援をしなければならない。そういう意味で信用保証協会の役割はとても重要で、業務内容を知りたいと申し上げていました。

新聞にいろいろ書かれており、さきの初度委員会ではこういう書き方はおかしいという雰囲気皆さんになったと思うのです。南都銀行に、信用保証協会が承認額が6割と保証しており優遇が加速化して、あたかも今優遇があるかのような書き方をしているけれども、果たしてこのように優遇しているのかを質問しました。堀辺地域産業課長は、優遇という言葉は使っておらず、貸し出しの金額は3信用金庫、地方銀行を含めてということだから、6割も信用保証することは当然ですということでした。ですから、これは書き方がおかしいとなったわけです。

具体的に、まず金融状況についてお尋ねをします。信用保証協会の貸し出しで信用保証の利用者数、銀行、信用金庫の金融機関に対する信用保証の貸し出しの割合を示していただきたいと思います。

○上森奈良県信用保証協会会長 細かい数字ではないですけど、昨年度現在で約2万5,000件が保証件数です。企業数にすると約半分になると思います。というのは、2口程度の申し込みが一番多く、約2,400億円か2,500億円程度が今の残高です。

○和田委員 2口程度があり、それも含めて2万5,000件、実際、奈良県内で利用している企業団体は何社ありますか。

○上森奈良県信用保証協会会長 奈良県の中小企業のうち、統計的に信用保証協会が毎年大体40%前後を保証している状況です。

○和田委員 状況はわかりました。貸付件数のことで、2万4,997件という数字が出ています。平成23年は、ちょうど東日本大震災が起こったときで、もっとさかのぼればリーマンショックもあるけれども、5年ほど前の状況から見て、今の金額は多いですか、少ないですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 和田委員がおっしゃっていただきましたように、平成20年がリーマンショックであり、当時は信用保証協会の残高は約3,000億円でした。リーマンショックで一遍にふえた状況にあります。それからずっと償還等がありますから、現在約2,400億円から2,300億円になっていると。だから、残高的には2割以上減少している実態にあります。これが正しいかどうかは非常に難しいですが、こういういろいろな経済情勢の上下があった結果、全国の保証協会全て、大体25%から、多いところで3割ぐらい減少しているのが現在の状況です。

○和田委員 大事な融資の件ですが、県の制度の融資はさかのぼって5年と今と比較することは可能ですか。もし比較することが可能ならば教えていただきたい。

○上森奈良県信用保証協会会長 平成20年度、平成21年度では県の制度融資はかなりの額でした。約900億円を超える額だったのかと思います。現在、約300億円に下がっていますから、3分の1ぐらいに県の制度融資も下がっている、保証残高も下がっていると思っています。

○和田委員 県の制度融資が下がってきた。知り得る限りの数字で言えば、平成23年度は約700億円ぐらいあったと。それが昨年度は330億円にまで下がっています。一体なぜこのような半減する事態になっているのか、説明をしていただくとありがたいです。

○上森奈良県信用保証協会会長 それについては、私がコメントするのがいいのかは非常に疑問なところがありますけれども、信用保証協会としては県の保証、市の保証制度もあり、とりあえず市、県の保証になったものについては、基本的に保証している実態です。全体的な話で申し上げますと、この低金利下ですので、過去の金利の高いときには非常に魅力的であった制度融資が、逆になっているのかという気持ちは持っています。ただ、どうこうというコメントは差し控えたいと思います。

○和田委員 では、森田産業・雇用振興部長か、堀辺地域産業課長、どちらでも結構です。教えてください。

○堀辺地域産業課長 制度融資の貸し付け実績が下がっていることについてお答えします。

今、上森会長もおっしゃいましたが、まず、リーマンショックのときに非常に多くの額を貸しました。そのことが一つの要因としてあるかと思います。その時点である程度の資金が中小企業の方々に行き渡ったと考えられます。

もう一つ考えられることは、今、これも上森会長がおっしゃいましたが、金利が下がってきており、従来のように制度融資が低金利であるという魅力が少し薄れてきているのも

あります。したがって、制度融資を使わずに低金利で一般の金融機関から借りることができることになっていきますので、そういうことも要因になっているのかと判断しています。以上です。

○和田委員 疑問に思うのが、市中のほうが県の融資よりも低金利だという傾向があらわれている。それが低下をしたのであれば、県の融資制度は一応役割は終えた、役割は果たしたと捉えればいいのか。県は小・零細企業が大変厳しい状況にあることをこの間、具体的に指摘されました。このような状況の中で県の制度融資はこれでいいのかどうか、お聞かせいただきたい。

○堀辺地域産業課長 金利が下がってきていると申しましたが、金利はそれぞれ企業によって違います。したがって、まだまだ高い金利で借りられている企業もたくさんありますので、県の制度融資は大きな効果を発揮していると思っています。

少し言葉が足りませんでした。金利が県の制度融資よりも安くなっているという意味ではなく、割安感が広まっているということです。決して制度融資よりもほとんどの金利が安いということではありません。以上です。

○和田委員 制度融資については、この状況でこの水準での利用度がこれでいいのかどうかを検討していただいて、確信を持って、自信を持って返答をしていただきたいのでそのような質問を改めて別の機会にさせていただきます。

次に、各年度別の保証承諾件数及び保証承諾額の推移を示していただきたいです。大変だと思えますから、平成23年度までさかのぼってわかりますか。

○上森奈良県信用保証協会会長 5年ほど前で、全体的な件数では年間、緊急融資は別で、通常ですと大体6,000件台、六千数百件台で推移している状況です。昨年も6,200件弱だったと思います。内訳は昨年ですと10%強が県融資という状況だと思います。

○和田委員 平成22年度には、8,000件台を超えていたと聞いています。平成22年度から平成23年度にかけて、6,000件台と急激に下がり、そして、今も6,000件台を維持している。約8,200件の数字を捉えているのですが、6,000件台にまで下がった理由は何でしょうか。

○上森奈良県信用保証協会会長 もう少しさかのぼれば、平成20年度には1万件を超えていたと思います。これは、リーマンショック絡みでそのような規模まで膨れ上がった。平成23年度から下がっているのは、東日本大震災等の融資もやや落ちついてきて、現在、平成23年度、平成24年度からは、通常ベースに戻っていると言えればいいのかと思って

います。

○和田委員 県の制度融資について、平成23年度を起点にして平成27年度まで、どのような変化がありましたか。平成24年度、平成25年度、平成26年度は飛ばして、平成23年度と平成27年度との比較でどうなのかでも結構です。

○堀辺地域産業課長 県の制度融資の承諾額は、平成23年度は約132億円でしたが、平成27年度は73億円に下がってきています。以上です。

○和田委員 73億円にまで下がったという状況はこれでいいのでしょうか。判断を示してください。

○森田産業・雇用振興部長 県の制度融資額が70億円に下がっている点についてこれでもいいのかということですが、制度融資の金額が伸びることも1つありますが、制度融資の存在意義として、現在4つの観点で重要性を維持していますので、73億円の制度融資の状況でも意義があると考えています。

1つは小規模企業の持続的な事業を支える、これは信用保証協会の保証とともに、連携して小規模企業の持続性を支える意義を持っています。とともに、小さな企業という意味では近いのですが、奈良で新しい起業をすることを応援するための一つの資金、支える資金であることが2つ目の意義です。

3つ目の意義は、既存の小規模に限られませんが、新しい事業に挑戦する、新しい商品を生み出す、新事業を展開するための事業を支える資金であることが、この制度融資の大きな特色です。

4つ目は、ことしも新しい制度を認めていただきましたけれども、若者の事業や女性の事業、奈良の資源や木材を生かした事業、奈良の地域資源を生かした事業、奈良の人材が始める事業など地域の特色を生かした事業を支える資金であるとの4つの観点から、73億円という額ではありますが、十分意義のある制度で、今後とも充実を図っていくべきと考えています。以上です。

○和田委員 小規模企業をはじめ、県が打ち出している経済政策を具体化するために、73億円といえども大変重要であるというご説明をいただきました。

問題は、わずか5年の間で130億円余りの金額から、73億円にまで落ち込んでいる。5年の間にこれだけ落ち込んで、新しい企業のチャレンジにお金を出す、小規模企業をやるなどと、いろいろと使うわけですけれども、これで十分なのかどうなのか、印象をお聞かせください。

○森田産業・雇用振興部長 和田委員からご指摘のとおり、73億円で十分だ、満足しているということは決してありません。かつてのように、金額の融資規模ももっと伸ばして行って、新しい事業を支援していく必要があります、重ねてそのための努力をしないといけないという認識でいます。以上です。

○和田委員 信用保証協会にお尋ねします。保証の承諾額が、平成22年度から平成23年度にかけて大きく落ち込んでいると認識をしています。落ち込み額を示すことはできますか。示すことができるならば、なぜこんなにも落ち込んでいるのか。最近の平成27年度の保証承諾額も、5年前の平成23年度と比べて落ち込みをしていることもどういう理由なのか、お示しいただきたい。

○上森奈良県信用保証協会会長 先ほども申し上げましたが、信用保証協会の保証は、平成23年度で約900億円だったと思います。その中で、県の制度融資は先ほど質問がありましたので、これを除きますと一般融資で750億円から760億円だったと思います。昨年度は700億円と少し減っています。ただ、平成25年度、平成26年度は約600億円まで減りました。そのようなことから平成27年度からは、新たな制度融資といえますか、新たな制度保証を設けたり、特に最近では創業関連に力を入れたり、いろいろな形の制度を新たにつくり、昨年度からやや盛り返してきているのが実態と思います。

○和田委員 信用保証の貸付件数や、保証債務残高、県制度の融資の関係を含めて、平成23年度から比べるならば半分ぐらいに非常に落ちたり、あるいは徐々にではあるけれども、減少になっていることは、奈良県の経済界は意気込みがあったとしても、勢いがないのではないかと数字から見てとれるのではないかと思うわけです。そういう意味では、積極的な貸し出しや制度融資を促していく取り組みが必要ではないかという印象を持つのです。森田産業・雇用振興部長、上森会長、その辺の私が持つ印象について、どうぞ判断していただくでしょうか。

○上森奈良県信用保証協会会長 信用保証協会としても、当然非常に魅力のある県の保証制度ができることを望んでいます。それとともに私どもも一般融資についても、金融機関等いろいろな形の取り組み、金融機関が本来求めている保証制度なども含めて今年度も新たな保証をつくっています。いろいろとしながら、政府はやや明るく見えてくるというコメントをよく出していますけれども、県内でおつき合いをしている中小企業や零細企業の方々には、まだまだそこまでの認識がないというか、実態的にはそこまでいっていないのかと思っています。

○森田産業・雇用振興部長 この5年間制度融資額が減少傾向にあるということです。印象としては、設備投資をする力は持っているけれども、設備投資に踏み込もうと決断されない、潜在的な企業がまだまだたくさんあるように感じています。そういう企業に、奈良県の経済の活性化のために、新たな設備投資を促していくことを金融機関と協力しながら設備投資を決断していただく働きかけの活動や努力が必要だと考えています。以上です。

○和田委員 貸し付けについては、森田産業・雇用振興部長、上森会長からも聞かせていただきました。具体的な現実の県内経済の状況については、別の機会に意見を求めるよう求めていきたいと思えます。

貸し付けですから、今度は回収の業務があります。その場合は、貸付資金の回収ということで、代位弁済になります。代位弁済の件数は、平成23年度から平成27年度にかけて、どのように変化をしているかをお示しいただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。

○上森奈良県信用保証協会会長 平成23年度は、約70億円程度の代位弁済だったと思います。一昨年は27億円ぐらいだったと思います。かなり減少しています。最高に代位弁済をしたのは、平成20年度ですけれども、このときは120億円を超えていたと思っています。以上です。

件数は、平成23年度が500件程度、昨年度は250件程度だったと思います。

○和田委員 およそ50%に落ち込んでいる感じです。県の制度融資については、非常に落ち込んで、落ち込むというよりも減っているわけですが、30%にまで減ったということはこれで非常に成績がいいと思うわけです。県から出していく額が、県民の税金も使われていますから、頑張っていたきたいわけです。問題は代位弁済件数、代位弁済額で、これもそれはそれで損失が生まれ、できるだけ縮めたということで、いいのかと言いましたけれども、しかし、そのような安全策でどんどん取り立てていくのも結構だけれども、逆にどんどん貸し付けていたら焦げつきも、残念だけれども、傾向としてはふえてきます。必ずしも代位弁済で頑張って回収することも大事ですけれども、焦げつきの件数や額がふえたらふえたで、それは県の経済の活性化が今起こっているのかという一面もあると思うわけです。そういう両面を見ながら、回収業務はやっていく必要があるのではないかと思うわけですが、私の認識が間違っているのかどうか、ご指摘いただくとありがたいです。

○上森奈良県信用保証協会会長 代位弁済額が非常に少なくなっているのは、事実です。経済状況がよくなっていることとは直接的に結びついていないと思っています。

1つはできるだけ倒産をしない形での指導で倒産件数が非常に少なくなってきたのも、実態的にあります。それとともに、でき得る限り条件変更に応じています。企業の返せる範囲内に条件を変えることで、かなりの額の条件変更をやっています。そのようなことから、倒産防止と代位弁済の縮減につながっているのかと認識しています。

○和田委員 代位弁済の話であと1つ聞いておきたいことは、この代位弁済を執行するに当たって、例えば未返済になった場合には年数があるのかないのか。未返済の年数が長ければ、諦めないとしかたない、あるいは債務残高がこれだけあれば返すこともできないだろうなど、何かそういうことでの判断の基準があるのかどうか、そして、それはどこで行われることになるのか、その点を示していただきたい。

○上森奈良県信用保証協会会長 代位弁済した後ということによろしいですか、する前ですか。

○和田委員 代位弁済をするという決定をする前です。

○上森奈良県信用保証協会会長 代位弁済をするという決定は金融機関の申し出によってします。金融機関として、期限の利益を喪失したかどうかの判断で、結果、金融機関から代位弁済の請求が信用保証協会に出てきますから、出てきた場合は基本的に法律上問題がない限りは支払うこととなります。

○和田委員 県制度では、返せない場合はどうですか。

○上森奈良県信用保証協会会長 県制度も信用保証協会が保証している限り、県がかかわるわけではなくて、信用保証協会として全て処理をしています。その結果、契約に基づいて年度末に、県に請求するべきものは請求をしています。

○和田委員 大体状況がわかりました。問題はあくまでも奈良県内の90%近くを占める小・零細規模の企業をどう応援するかが一番重要なことです。そこに結果が及ばないと話になりません。債務の融資の状況や県融資の制度を利用されている今の状況を見ると下降ぎみですから、全般的に踏ん張って、頑張らなければいけないと思います。具体的に別の機会に改めてやりたいと思います。

次に、県と信用保証協会との組織の関係について、尋ねておきたい。川口議長が質問をかなりされていますので、重複しない形で知りたいことを質問します。

人事がもたつたというのが私の印象です。奈良新聞の一連の記事を見ますと、個人の家族の問題まで引き合いに出して第三者委員会では問題になっているなどいろいろなことが紹介されたり、協会の代表者は現職関係地方公共団体職員、特別職を含む以外からの選

任という言い方がされたりしています。そうすると奈良県の職員以外は会長になれないのかという理解をしてしまったのです。そうではないというのが、上森会長のご紹介でした。理事になった人を第三者委員会できちんと審議をして、結論を出すということを聞きました。

では、第三者委員会はどのような形で、どういう法的根拠でつくったものなのか。委員はどのような手続を経て選ばれていくのか。第三者委員会は秘密会で全く公表を外にしない、結論だけ出す組織なのかどうかを聞きたいと思います。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 第三者委員会は、先ほど川口議長の質問にもお答えをしましたけれども、昨年4月から、業務報告書を全て変更しました。法律に基づいて変更しているわけですが、先ほど申し上げましたが、その時点からは県の出身者が会長候補になり得るときは、第三者委員会を開いて承認を求めています。

ことし3月の理事会だったと思いますが、第三者委員会を設置するという了解をいただきました。委員については規定をつくっていますので、基本的に弁護士などいろいろな職でやることも理事会の中で協議をしています。そのようなことから、5月の理事会で最終的に第三者委員会の委員を承認いただいて、第三者委員会が発足した状況です。

秘密会かどうかということですが、基本的に規約、その他の要項において公表しないことが明示をされていますから、手続上信用保証協会の外に出ている委員会になっていますので、基本的に公表しないことになっています。

**○和田委員** 尋ねたことで1つ抜けていますが、どのような手続で委員は選ばれるのですか。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 申し上げましたように、5月の理事会で職種を4職種ほど選び、その中から3名を外部委員として承認をいただきました。理事会承認で現在3名ですが、承認をいただいた方々が第三者委員ということになっています。

**○和田委員** 1つ聞きたいのですが、現職地方公共団体職員以外から選任と、ここに書いてあるのです。これだと、秘密会でああいう決定だったなどという話で、そうですかと、これとの整合性が一体どうなっているのか、上森会長がおっしゃった県から推薦をいただく場合には、その人が予定の会長という候補者であれば、第三者委員会に係るのですとおっしゃったのを、どう解釈したらいいのか。協会代表者、代表者でも協会の代表者、だから会長ですね。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 基本的に現職の地方公務員は協会の会長にはなれない。非常勤理事には森田産業・雇用振興部長になっていただいていますけれども、会長にはな

れないということかと思うのですけれども。

○松尾委員長 1回そこで書きぶりを読んでください。

○和田委員 わかりました。第三者委員会はどういうあり方であるのかわかりました。

そこで、私も気にかかるのです。県から推薦を受けた人物のご息子が金融機関に勤めているという指摘が奈良新聞であります。果たして公平な貸し出しをできるのかどうか。公平性の話から言っていることだけれども、息子が金融機関にいるからこそ、襟を正して頑張るという思いの方であるかもわからない。これは余談をあおるようなものです。こういうことを信用保証協会としてそのまま放置することは、信用保証協会にとってもこのようなことで、会長の選出基準をいろいろと考えられている人たちもないことはないと思うのです。奈良新聞を信用するならば、信用保証協会でのこのようなことまで参考にする審議の仕方になっているのかと。なぜ県から推薦した人をはねたのか、このことがさっぱりわからない。秘密会を公表しないといても、大事な人事ですから、天下りということも含めて、優秀な人材ならばどこからでも迎えたらいいいことです。そういう意味で、信用保証協会として、決定の仕方についてももう少し砕いてアナウンスを我々にする必要があるのではないかと思うのですがどうでしょうか。

○松尾委員長 上森会長、第三者委員会は原則非公開になっているとはわかっていますが、回答も非公開になっているのですか。言える範囲まで結構ですので、よろしく願います。

○上森奈良県信用保証協会会長 基本的に全て非公開です。私もその当日一切会っていませんし、何も知っていませんし、出てきた書類も見ていません。基本的に信用保証協会の外に置かれている組織ですので、結論だけは聞いていますけれども、それ以外については非公開になっています。

○和田委員 きょうはここまで置いておくとして、どちらにしても第三者委員会で県からの推薦があった人を断ったとするならば、これはこれで大変重要な話である。それを我々県議会の者が、そうですかと言って、事情がわからないとするならば問題であるし、県の推薦をした県知事が問題になってきます。断られるような人材を送り込んだのかという話にもなりかねません。そういう意味で第三者委員会については、きちんとあり方というものを問うていきたいと思えます。

私のこの質問を終わります。

○松尾委員長 川口議長、一言どうぞ。

○川口（正）議長 代位弁済をしたら、その人の信用はもうないという証明になりますが、借りた者は債務が残る、こちらは債権が残るという意味で損害賠償がずっと残ります。信用をなくした企業家も何とか挽回をという願いを持っていると思いますけれども、では、再度新たに保証してあげようということには短絡にはならない、これは常識だと思う。世間では信用保証協会は、信用だけでは貸してくれない、担保をとらないといけない。担保は信用保証協会ではなくて担保保証協会だという不満が充満しているということも伝えておきたい。

ただ、こういう話も、これはいいことだと。債権が何千万円か残っている、何百万円か残っていると、そのうちの何割か返したら、新しく保証の対象にしてやろうというシステムもあると聞いていますが、この実態も知っておきたい。債権の残っている件数は一体どれほどあるのか、最低、最高はどれぐらいで、平均してどれぐらいなのかという数字を、後日示してもらえればと思う。

うわさで出ています何割か返済したら助けてもらえるという便宜があるとするならば、その基準はどうなのかも聞かせてもらいたいと思っている。奈良新聞にかかわって、いろいろな話題が飛び込んできますから、飛び込んでくるうわさについて言えば、新たな問題を醸し出されますから、申し上げませんが、会長にも新たに直接いろいろなうわさも飛んでいるだろうと思います。私は知りませんでは済まされない問題があろうと。きょうの段階ではまだ疑義のままで引き下がりますけれど、まだ真相を知りたいという思いだけは残したいと思います。

近ごろテレビを見るときもあります。山崎豊子さんの白い巨塔という病院関係のテレビ、小説、映画があったと思います。最近「沈まぬ太陽」というドラマが毎週日曜日午後10時にあります。ストーリーは簡単に言えば、航空会社の乱脈経営に、大変だということで会長ほか100人が送り込まれる。その中で、真面目であるがゆえに左遷をされた人が振り返きをすることに対するいろいろな嫉妬や、いろいろな改革に乗り出してきた勢力に対する反抗ということで、マスコミを利用し、政治家を利用し、反発をしているストーリーが描かれているドラマです。つまり疑惑を追い潰すためにマスコミを使う、政治家を使うというドラマです。こういう話をしたら、あなたは気分を壊すかわからないけれど、今、そういうドラマに私は興味を持っていると申し添えておきたいと思います。以上です。

○松尾委員長 奈良県信用保証協会に関する質疑がほかにありますか。

○今井委員 今回、上森会長が来られるということで、信用保証協会について何か聞いた

いことがあるかと、周りの方に声をかけて聞いてみました。1つ言われたのは、その方の感覚なので、事実かどうかわかりませんが、以前は信用保証協会が直接受付をしてくれていたけれど、最近は銀行が受付になるので、その時点ではねられてしまって融資が受けにくくなったという話を聞いておりますが、そういうことが実際あるのかどうかを1点お尋ねしたいと思います。

先ほどの実績で、2万5,000件ぐらいの件数に貸していると。実際の企業はその半分ぐらいで、大体1つの企業で2口ぐらいの融資が多いというお話を聞きました。これまで思っていたのは、前のものを返さないとか次が借りられないと認識をしていたのですが、2口借りるなどということはどうなっているのかというのが2点目です。

3点目は、今のお話で第三者委員会は非公開で、結論だけ聞きましたと言われたのですが、結論は文書の回答なのか、口頭の回答なのかをお尋ねしたいと思います。

**○上森奈良県信用保証協会会長** まず協会か銀行かですけれども、従来はほとんど保証協会が直接受けていました。現在は法律が変わり直接受けることができなくなっています。金融機関を通じてしか信用保証協会に、正式な保証申し込みができないシステムですから、どこかの金融機関を通じていただくことがまず前提になります。これも制度が変わったのですが、一般的な保証については昔は信用保証協会が100%持っていましたが、今、2割は金融機関が自己責任で持つと、信用保証協会は8割だけ保証するのが一般的です。100%保証も当然あるのですが、通常の保証はそう変わりましたから、銀行も少なくとも自分のところで審査をすることが義務づけられています。ただ信用保証協会は直接いろいろな方が来られたときの相談には十分に応じていますし、こういう形で持っていかれたらどうですかというセッションもしています。

額については基本的に何口とは決まっています。保証限度額は決まっておりますけれども、件数については決まっています。

第三者委員会についてはコメントを控えさせていただきたいと思います。回答の方法についてもコメントを控えさせていただきたいと思います。

**○今井委員** 法律が変わったのは、何年ごろでしょうか。

**○上森奈良県信用保証協会会長** 最終的に実施をできるようになったのは、昨年4月以降です。それまでは従来どおりの方式でやっていくということです。

**○松尾委員長** ほかにありませんか。

ないようですので、奈良県信用保証協会に関する質疑を終わらせていただきます。

上森会長、本当にお忙しいところありがとうございました。質問を聞きまして、県との意思疎通もなかなかうまくいっていないのかと思いながら、県は県の制度融資に関して分析はされていますけれど、その分析のデータが信用保証協会にも行っていないのだろうということも思ったりはしたのですが、一緒にやっていただけたらと思っています。

きょうは長時間ありがとうございました。ここで、上森会長にはご退席をお願いします。ありがとうございました。

議論が白熱をして、ここで10分間休憩をとりたいと思います。再開は午後2時50分で、よろしくお願いします。

14:39分 休憩

14:51分 再開

○松尾委員長 それでは、会議を再開したいと思います。

提出予定議案の説明、またはその他の事項を含めた質疑があればご発言をお願いします。

○藤野委員 簡潔に質問します。雇用政策について数点お尋ねをします。

正規雇用化の推進について質問します。全国でも雇用が伸びたと言われても、非正規雇用の伸びが非常に多いわけです。若者が、非正規雇用で年収が180万円から200万円、これでは将来に希望を持って、例えば結婚しよう、子育てしようなどと思にくいところもあって、将来に対しての不安も含めて、非常に問題化されており、やはり正規雇用をどんどんふやすことが、企業のあり方として今問われているのではないかと考えています。現状、奈良県で非正規雇用、正規雇用の把握してる割合はどのようなものかお聞きをします。

高齢者の雇用対策について、今の超高齢化社会と言われるこの国においては非常に大切なことではないかと、叫ばれています。高年齢者雇用安定法に基づいて確保措置を行っていくことの調査は、奈良県でされておられるのかどうかをお聞きします。

続いて、障害者雇用、外国人雇用です。障害者雇用は奈良県は全国3位で、障害者に対する雇用のさまざまな取り組みは、非常に充実しており、今後、全国でも1位を目指すという荒井知事の思いもお聞きしているのですが、外国人雇用について、先般も新聞にも掲載があったり、全国でも100万人近くに上ってくるということです。2013年では71万人、2014年では78万人、2015年、昨年で90万8,000人で、100万人に近くなるということですのでけれども、外国人雇用に対して、奈良県はどのような取り組みをされておられるのかお聞きします。以上です。

○元田雇用政策課長 1点目、正規雇用化の促進が必要であるということです。

県では若者の生活の安定、安心と将来設計を描けるようにと、特に不法な非正規従業者を正規化するという取り組みを現在行っています。

委員からお尋ねの現状の割合ですが、一番最新で平成24年就業構造基本調査で15歳から34歳の非正規従業者の割合について、奈良県は、39.2%となっています。国平均では35.3%となっています。

2点目のお尋ねで、高齢者の雇用対策です。高齢者の雇用に関して、奈良労働局でまとめられた数字があります。高年齢者雇用確保措置の実施状況で、平成27年6月1日現在、65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施している企業の割合は、97.6%となっています。雇用確保措置の内訳としては、定年制の廃止が2.3%、定年の引き上げが19.9%、継続雇用制度の導入が77.8%となっています。概要としては、以上のとおりです。

続きまして、障害者雇用と外国人雇用です。

障害者雇用については、奈良県と奈良労働局の雇用対策協定に基づき、連携して取り組みを進めています。障害者雇用で、法定基準を満たさなければならない企業については常用50人以上の企業で、平成27年11月27日に奈良労働局が発表された平成27年6月1日現在、調査対象が524社そのうち法定基準を達成しているのが307社、率で言いますと58.6%です。

外国人雇用の関係です。外国人の労働者については、委員がお述べのとおり、全国では約90万人、正確には平成27年10月末現在全国で90万7,896人が在留資格を持って、日本におられるところです。奈良県については、平成27年10月末現在在留資格を持っておられる方が2,862名です。県の雇用政策に直接関係している部分としては、外国人が日本に来て技能を身につけて、また自分の国に戻られる技能実習生があり、この技能実習生が1,205名で、在留資格全体2,862名の中の42.1%を占めています。以上です。

○藤野委員 若者の正規雇用化の推進で、奈良県の割合は平成24年で39.2%ですけれども、伸び率という言葉的に語弊があるのか、どのくらいですかね。

○元田雇用政策課長 就業構造基本調査ですけれども、5年に1度行われており5年前の平成19年度については、奈良県が37.6%、全国平均が33.6%となっています。さらにその5年前は、奈良県が31.8%、全国では30.4%となっています。以上で

す。

○藤野委員 伸びているのは、事実だと思います。平成24年ですから、平成29年の数字も恐らく非正規雇用の割合が多くなってくると予想はされますけれども、そうならない取り組みも行わなければならないと。行政ができる範囲は、サポート的な役割だと思うのですが、現在、正規雇用ふやすため、実現に向けた奈良県の支援はどのようなものがあるのかお尋ねをします。

高齢者の雇用対策について、97.6%ですけれども、何社の調査の数字なのか、お尋ねします。

続いて、障害者雇用の今の法定雇用率未達成企業の数字を次に聞こうと思ったのですが、先に答えていただきましてありがとうございました。

障害者雇用については、条例もできましたし、さまざまな取り組みもなされていると、先ほども申し上げたとおりですが、外国人雇用についてのさまざまな取り組みがなかなか見えてこないのが現状ではないかと。奈良労働局も含めて検討、連携を国と地方と連携をしながら、さらにどういう取り組みを今後進めていこうとされているのかお聞きします。以上です。

○元田雇用政策課長 1点目の正規雇用化の取り組みですが、今年度の取り組みを紹介しますと、非正規雇用から正規雇用への移行、職場定着率の向上を図ることを目的として、県内の各地域で若年者の処遇を改善していこうと、専門家によるコンサルティング相談会を実施しています。こういった取り組みを、奈良県内で各地域で、特に下半期を中心に展開していきたいと思っています。

2点目、高齢者雇用対策について、先ほど実施している企業97.6%と申しあげました。企業数については904事業所です。外国人雇用について、奈良労働局や県の取り組みで県内の各企業などで、その職につく訓練をしながら技術を身につけていただく技能実習生として3年をめどにやっけていただいております、全国の中で占める人数割合は少ないのですが、地域によれば外国人雇用がかなり多いところもあります。こういったところでどのように活用されているのかも、研究でありそのあたりを調べてみたいとは思っています。以上です。

○藤野委員 障害者雇用、外国人雇用の取り組みで、特に最後に申し上げた、外国人雇用については、今後、国も、有識者会議を設置しながら、外国人雇用の取り組みを急ピッチで進めるのではないかとされています。俗に言う苛酷な労働を強いられているイメージ

やそういう相談などもあるのも事実ですので、労働相談等々も含めて何らかの対応も行政が窓口なのか、NPOが窓口なのか、さまざまな団体が窓口なのかは別にして、そういう取り組みも行ってほしいと思います。障害者、外国人に向けての差別事象等々も含めて、企業内人権学習とか研修なども、委員会の所轄が違いますので答弁は要りませんが、違う場面でお聞きをしたいと思いますが、そのようなことも非常に大切になってくると思っています。今後、一層の取り組みをお願いしたいと思います。

正規雇用化の推進ということで、少し、職場定着支援ということをおっしゃいました。せっかく職につかれてもすぐに離職をされてしまうという部分についても、どこまで面倒を見ないといけないのか、逆に言えば余りにも手を差し伸べ過ぎて、甘えにつながってくる部分もあるのかもわかりませんが、せっかくハローワーク等を通じて就職された若い方々は、ハローワークとのさまざまな交流のもとで叱咤激励しながら、職に定着してもらうことが、取り組みとしてされていると思うのですが、さらに充実を図っていただきたいと思っています。

高齢者の雇用対策の周知啓発も当然されておられると思います。小規模事業者等々も含めて904社の事業所は、さらに取り組みを行っていただきたいと同時に、今後、高齢者の方々が違う職種につかれたときに、まだまだ人生を長い形でできている中で違う職種につきたいという方もおられるかと思うので、技能研修の場や訓練等々も含めて、何らかの提供をできる場所があれば、ぜひ支援をいただきたいことも含めて、要望として終わります。

**○今井委員** 9月5日に、奈良市のリサイクル会社で作業員が破砕機に巻き込まれて死亡したというショッキングなニュースが報道されました。私も家事仕事をしながら耳だけで聞いていましたが、余りの衝撃的なニュースだったので、急いでテレビでじっくり聞きましたら、奈良県で起きたということと、これだけではなくて、9月5日にあった事故ですけれども、8月20日、わずか2週間ほど前に同じところでショベルカーとトラックに挟まれて作業員が亡くなったという、それだけではなく大淀町にあります関連企業でも、ベルトコンベヤーに巻き込まれて派遣社員が死亡した事故があったということで、同列の企業内で1カ月の間に3件も労働災害で亡くなる事故が起きたのは、大変異常ではないかと思っています。それだけではなく、平成23年4月には、男性従業員がベルトコンベヤーで巻き込まれて死亡したという事故も起きており、4人の方がこうした作業によって亡くなることになりましたけれども、このことに関して、雇用政策課ではこの事件についてどのよう

に受けとめておられるのか、お尋ねします。

**○元田雇用政策課長** 株式会社 I・T・O の工場での連続死亡事故については、いずれも大変痛ましい事故で、亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。

奈良労働局が発表している、労働災害の統計によりますと、死亡災害の発生状況としては、平成 19 年に 21 人を記録した後、平成 27 年は 8 人と減少傾向となっています。死亡者 8 名の産業別の内訳を見ますと、製造業 1 人、建設業 4 人、運輸交通業 1 人、林業 1 人、商業 1 人となっています。平成 28 年、本年については 7 月末で 7 人となっています。

委員がお述べの雇用政策課としてどう受けとめているかですけれども、労働安全衛生に関する事業所への指導、監督権限については、それぞれの仕事の奈良県内の所轄の国の労働基準監督署が有しており、県雇用政策課としては、その権限を有してないところです。

県としては、県内事業所での労働災害の防止に関する普及や啓発を含めて、安全で働きやすい環境づくりをやっていくことは大変重要なことであるとは認識しています。以上です。

**○今井委員** 確かに、国の監督責任であることは私も重々承知をしていますけれども、この問題は、ただ単に工場で、災害があったでは済まされないと思います。奈良県が木質バイオマス発電で、県も支援をしてつくってスタートした株式会社クリーンエナジー奈良に、この株式会社 I・T・O が非常にかかわっているという関係があり、こうした問題をきちんと対応しておかないと、バイオマス発電の事業にも、影響が出てくるのではないかと。木質バイオマスの発電は、皆さんが木材の循環の問題や、新たなエネルギーの問題で非常に望んできたことですし、私も推進するべきだという立場ですが、そうしたところにかかわって、事故が起きているということは、極めて大きな問題ではないかと感じています。木質バイオマスで支援を行ってきた株式会社クリーンエナジー奈良と、株式会社 I・T・O の関係はどうなっているのか、また、こうしたことがバイオマス発電にどういう影響を与えるのかについてお尋ねします。

**○中村奈良の木ブランド課長** 今井委員のご質問にお答えします。

当課は労働安全の所管課ではありませんが、今回の死亡事故については大変痛ましく、重大な事故だと受けとめています。

ご質問の株式会社クリーンエナジー奈良の発電事業への影響ですが、株式会社クリーンエナジー奈良の吉野の発電所の燃料用チップは、株式会社 I・T・O の大淀町にある吉野工場の未利用間伐材等を原料とするチップと、同社の奈良市にある南リサイクル工場の建

設廃材等を原料とするチップを使用する計画となっています。1年間に使用するチップは7万2,000トン、内訳は未利用間伐材3万6,000トン、建設廃材が3万6,000トンの、それぞれ半分になっています。現在、株式会社I・T・Oの吉野工場への未利用間伐材の丸太の入荷が順調に行われており、7月31日時点では、最高が約4万トンです。株式会社クリーンエナジー奈良の木質バイオマス発電所では、ほぼ全量を同社吉野工場で製造した未利用間伐材を原料とするチップを使用しています。

今回死亡事故が発生したのは、建築廃材等を原料としたチップを製造している奈良市の南庄リサイクル工場で、現在、吉野工場は通常どおりチップ生産を続けています。現時点では株式会社クリーンエナジー奈良の発電事業には直接影響はないと考えています。以上です。

**○今井委員** 発電に影響ないということですが、吉野工場でも8月20日にベルトコンベヤーに巻き込まれて派遣社員の方が亡くなるという事故が起こっており、安全対策がきちんとなされていたかどうか、しっかりと点検、調査、改善させる必要があるのではないかと考えています。事故があった方々の雇用が、直接雇用なのか、どういう雇用であったのかわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

**○元田雇用政策課長** 雇用政策課では現在把握していません。以上です。

**○今井委員** 労働者の安全に対して、もっとしっかり受けとめる必要があると思います。労働契約法では労働者の安全の配慮があり、使用者は労働契約に伴って、労働者が生命、身体の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする、使用者の責任でなくてはいけないことが法律に明記されています。事業者の責務として、労災防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならないことが書いています。機械や器具、その他の設備を設計、製造もしくは輸入するもの、原材料、製造もしくは輸入するもの、または建設物を建設もしくは設計するものは、これらのもの、設計、製造、輸入または建設に関して、これらのものが使用されることによる労働災害の発生防止に資するように努めなくてはいけないと書いています。労働者の責務や、労働契約法で使用者の安全な配置などが決められていますけれども、それは奈良労働局の仕事だと、県が客観的に見てしまっているのかどうかを、非常に疑問に感じています。

新聞の報道では、9月2日の事故に関して、男性は下請業者の作業員で、破碎作業は初

めてだったと書いています。当時、ほかの下請の作業員2人と社員1人と亡くなった方の4人で仕事をしていたようですけれども、3人がどこかに離れて戻ってきたときには、作業員の男性の姿が見えないことに気がつき、破砕機をとめたところ、ヘルメットと体の一部が中から見つかったという、本当に悲惨な状況が書かれています。安全の配慮など、奈良労働基準局や、警察も調査しているようですけれども、奈良県としてもしっかりこういう状況になっているということをつかんで、県もかかわって改善していく必要があるのではないかと思います、どのように感じておられるのか伺います。

**○元田雇用政策課長** 委員がお述べの労働安全衛生法では、第109条で、国は労働災害の防止のための施策を進めるに当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡し、その理解と協力を求めなければならないという条文があります。それ以外について、基本的に労働災害の起きた際の立入調査などについては、法律に基づき、国が権限を持っています。県雇用政策課としては、労働者の特に働き方の改善に取り組んでいますけれども、例えば雇用環境の改善に事業者に取り組んでいただくなどや、啓発、周知とについての施策に取り組んでいまして、個々、個別の労働災害、実際起きた労働災害に当たっての対応については所掌していないと考えています。以上です。

**○今井委員** 今言われました地方公共団体と密接に連携してと書かれているとお答えしていただいたのですけれども、密接に関係するというのは、具体的にはどういうことになるのでしょうか。

**○元田雇用政策課長** 例えば労働安全に関して事業所や国民に対しての啓蒙に当たって、協力を当然することや、そういったことでの理解でいるところです。以上です。

**○今井委員** 一般的な問題ではなく具体的に起こって、しかも1カ月に3人も関連のところで亡くなっているのは、明らかに異常な問題だと思いますし、それを一般的な啓蒙、啓発という形だけでは済まないのではないかと感じていますが、森田産業・雇用振興部長は、この問題はどのように感じておられるかお尋ねします。

**○森田産業・雇用振興部長** 今回の事案に関しては、本当に痛ましい出来事だと思って、私も亡くなられた方に重ねてお悔やみを申し上げます。

深刻な事案であるからこそ、啓蒙、啓発という次元ではなく、国、場合によっては警察の明確な指導を、監督権限のもとにしっかりとした責任の追求を含めて、指導が必要だと考えています。県の考え方としては、働き方や、職場の環境を広く改善していく中で今後事業者の中で啓発を進めると、県の立場としてはそういう考え方で捉えています。以上で

す。

○今井委員 県の立場ではということでは言われてましたが、少なくともどういう問題だったかということぐらいは、きちんと把握をしないといけないのではないかと感じています。この企業は刑務所の出所者を雇用されているということで、そうであればなおさら企業の社会的責任が要求をされてくる話になりますし、この廃棄物の企業に対して、自治体が仕事を結構委託などを行っています。株式会社I・T・Oのホームページで出ている中身で、奈良県もいろいろな収集、運搬の業務委託などもしており、奈良市も委託をしていますし、県内で聞きましたら地方の自治体でも仕事を結構委託をしていると。刑を終えられた方を雇用した場合には、公共事業を積極的に支援するという項目などもあり、そういうこともあるのかと思うのですが、そうであればなおさらのこと、一般的な事案で済ませるのではなくて、きちんとした対応をして奈良県の雇用やこうした方々の雇用に対して、しっかり責任を持ってやっているということで、信頼を取り戻していかないと、木質バイオマスでたくさんのお金をかけて発電事業をやっていますのに、そちらのほうにまで影響が出てくるのではないかとということを心配していますが、発電事業に対しては、県の資金の支援はどのようになっているのか、中身をお尋ねします。

○中村奈良の木ブランド課長 発電事業の施設整備に当たり、14億円の無利子融資を実施しています。平成29年3月から15年にわたり、約9,000万円ずつ均等返還されることになっています。融資に際しては連帯保証人や土地・建物抵当権を設定して、万が一の債務不履行への備えを図っています。

一方、発電所については、平成26年3月31日付で国の設備認定を取得しています。今後20年間にわたり有利な売電価格が保証されていくことから、継続して操業を続けることが一番の債権回収方法であると考えています。発電所に融資を行っています日本政策金融公庫や南都銀行とも必要に応じて、情報交換等を行い、経営状況の変化にいち早く対応できるように努めています。仮に経営陣による営業が困難となった場合においても、発電所の経営に十分な知識のある別の事業者による営業も含めて、発電所の操業が継続するように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○今井委員 発電所の操業はしたらいいのですけれども、安全確認がないままに操業を続けていけば、また同じようなことが繰り返されていくのではないかと大変危惧をしています。県としても、この問題がどういう事故が起きたのか、どういう環境の中で起きたのかを、直接調査の権限がなかったとしたら、奈良労働局や警察と密接に情報を交換していた

だき、再発の防止のために、県としてもかかわっていただきたいと考えていますが、もう一度森田産業・雇用振興部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○森田産業・雇用振興部長** 重ねてで恐縮ですが、厳しい事案であるからこそ啓発などというレベルではなくて、きちんとした指導、監督の権限のもとに、きちんとした整理を事案としてするべきだと考えています。

事案の結果に関しては、奈良労働局等から情報交換は進めたいと考えています。以上です。

**○安井委員** 前回は聞きましたが、有効求人倍率が、議会が毎回開かれるたびにやや上昇してきているのが現状です。6月は1.3で、今、報道によりますと、1.86で、奈良県の今置かれている状況は、そういう意味では奈良県の経済も少しは好転していると思うのですが、先ほど質問がありましたが、特に若者について伺いたいと思います。

奈良県の魅力、県内企業の魅力を創造して促進していくために、奈良県で就職してもらうための魅力をつくり出すという県の方針もあると思うのですが、力を置かれている点はどういう点なのか。若い方々が就業されても定着率から言えば、非常に低いと、言わざるを得ないと思うのです。離職率の高い若い人たち、就業促進しながらすぐに離職することについては、どちらに欠陥があるかわかりませんが、定着率を高めていくためには、先に申しました魅力が必要であるかと思います。どう県として魅力を創造されていくのか。私は近鉄生駒駅から電車に乗りますけれども、大阪行きの車線は乗れないぐらいおられて、奈良行きの車線は、県庁へ来るにも座って来られるといった状況を見たときに、県外の就職は非常に高く県内の就職が低いのが、プラットフォームで実感できるのが今の状況ではないかと思います。県内で魅力ある企業を創造していく、若い者が定着できる企業にしていく点で、県の努力のほどが示されるのではないかと思います。

一方、求人倍率が上がっているのも、求人はあるはずで、どういう業種が端的に伸びたか教えていただきたいです。若い人の魅力のある業種がどんどん伸びて定着して、そこに大きなエネルギーが蓄積されるのではないかと思うのですが、若者の就職対策、そして離職された、俗にニートと言われる者に対しても支援していかなければならないと思うのですが、早期就業に向けてどういう対策をとられているのかをお答えいただきたいと思います。

**○元田雇用政策課長** 委員がお述べの有効求人倍率は、7月で1.16倍となっています。

若者の就業です。委員がお述べのように、若者が県内で働き定着することは、本県産業

の活性化のために大変重要であると考えています。そのため、委員がおっしゃっておられます県内企業の魅力を知っていただくことが大事だと思っており、さまざまな取り組みを行っています。大学生等に対しては、大学3年生を対象に、就職活動開始前の早い段階から県内企業が直接学生に業界について説明する機会を設けることで、県内企業を身近に感じ、興味を持っていただく取り組みを行っています。昨年度は2回開催して113名、今年度は同じく2回開催して123名の参加がありました。それ以外にも県内外の大学などに出向き、職業相談を行っています。昨年度は同志社大学など20の大学において263名から相談を受けました。近畿大学と関西大学においては、毎年、県内企業合同説明会を開催しており、昨年度は106名、今年度は89名の参加があり、今後も県と大学連携して県内企業へ就職していただく、県内企業の魅力を伝えていく取り組みを進めたいと思っています。

それから、定着率が低い、長続きしないということです。県内企業における平成24年3月卒業生の就職後3年目までの離職率は、大学生39.5%、高校生42.6%と非常に高くなっています。3人に1人が就職後すぐにやめている状況です。

なかなか働いておられない、ニートの方については、ニートの掘り起こしを行ってでも多くの方を就労につなげたいと考えています。

主な取り組みとしては、現在県内2カ所に設置されている地域若者サポートステーションにおいて、就業相談や心理カウンセリング、社会人としてのスキルアップセミナー等を実施しています。昨年度、平成27年度からは県内の2団体に業務を委託して、きめ細やかなサポートのもとで実際に働く感覚を身につけるための就労訓練として、いきなりの就労ではなく、その前の中間的な訓練を新たに行っており、就労につなげていこうとしています。昨年度の中間就労の訓練参加者は34名で、そのうち30名の方が就職されました。今年度は9月末から訓練を開始する予定で、問い合わせが現在約70件来ています。以上です。

○安井委員 全体的に言えば、それが効果を発揮して、そして就労率が上がり、ニートが減るといふ、非常にかゆいところに手が届くといった効果的な対策に当たるのかとか、数字ではごく一部のような気がしてなりません。奈良県の魅力を伝える方策でも大学回っていることは、それでよしとしても、特定の企業については、企業そのものが求人活動をやらないと、県が一部の企業だけをすることでできませんので、うまく自分が求めている業種はどのようなものなのか、製造業なのかサービス業なのかなどを検討してニーズをつかまないと

といけないのかと思います。大学を回って一方的に言うだけではなく、どういうものを求めているのか、若者が自分の将来、一生涯の仕事としていくには、今の間に何をどう判断できるかという判断力を助長してやらないといけないと思います。一企業のこととは言えないと思うのですが、奈良県であるがゆえにこの企業がという特殊な、特別なと言った企業の魅力をもっと発掘する。そして新しい産業を呼び起こしていくといった、さまざまなパイオニアがあると思うのです。ただ単に大学を回るだけではお互いに就職戦線は激しいですから、気持ちは学生にもあると思いますが、奈良県の魅力にこだわっていくならば県としての働きかけはどういうことかが具体的に今なかったので、どういうことを中心に言っておられるのか、内容を教えてください。

**○元田雇用政策課長** 今年度奈良県内の魅力ある企業を若い学生などにできるだけ紹介しようと県内優良企業の情報冊子の作成に、取り組んでいるところです。広く学生に配布して、奈良県内にすばらしい企業あることをまず実感していただいて、それぞれの方の進む就職先をご検討いただくことをやっていきたいと思っています。それ以外にも奈良県で働くことの魅力を伝えるプロモーションビデオについては、奈良県で働くことへ持っていくようなプロモーションビデオ等の作成もやっていきたいと思っています。以上です。

**○安井委員** 国でも就職戦線は昨年どおりやるというタイムスケジュールが発表されており、早く就職情報を学生に伝える。そして、県も考えていることをいち早く伝えていくことも県の役割として非常に大切かと思うので、働きかけを強化してほしいと。そして、奈良県の企業の魅力を大いに発信して存在感を示していくことで、これからも強力に進めていただきたいとお願いしておきます。

次に、刑務所出所後の就職対策について、シンポジウムやセミナーなど、過去に何回か実施されことしも実施されましたが、刑務所を出所したことによって、なかなか就職にありつけない。1つの免許とか資格を持っている者は優先的に就業にありつくと言えると思うのですけれども、そうでない人は仕事にありつけなければ、再犯を起こすのではないかということを知事もその場で強調されていましたので、刑務所を出所する直前の対象者にはどこへ就職するののかもかなり強く就業を指導されているように聞いています。出所してもすぐにありつく人もありますが、うまくいかない場合は再度犯罪を犯すケースもあって、知事もそこを強調され、奈良県で採用する協力雇用主を探しておられます。今200何社があり、そういう会社の協力を得ながら就業率を高めていくわけですが、協力雇用主の数がどういう業種なのか、それによっても選びやすいように多角的な業種を紹介して

ほしいと思いますけれども、協力雇用主を募集し、登録してもらうために県はどのようなアプローチを働きかけているのですか、お尋ねします。

もう一つは、保護観察中に少年を短期間雇用して、少年に対して、次の就職に向かって働ける体力や自分の体の、例えば時間的な配分、仕事につくための体をその期間につくり上げていくという短期の雇用を、県も過去に何人か採用されていました。この間聞きましたらことしはないかもということを知っているのですが、現状はどうか。既に6カ月の雇用期間が終わって就職されているのか、今、探しているなど、どういう状況なのか今の状況だけ教えていただきたいと思います。

**○元田雇用政策課長** 平成27年度末時点での県内の協力雇用主は131社です。5年前より33社増加しています。平成27年度に刑務所出所等のうち保護観察対象者を雇用了協力雇用主は、全体の17%に当たる23社にとどまっています。平成27年度に新規に雇用された保護観察対象者は44名で、平成24年度以降の合計で133名に上っているとところです。

県で臨時職員ということで雇用していたのは、平成25年度2名、平成26年度2名、平成27年度2名で、計6名です。委員がお述べのように今年度については、雇用者はまだ選定できていない状況です。これらの方については、県での雇用期間終了後に一般企業に就職をされた方が3名、進学をされた方が1名、雇用期間途中で退職をされた方が2名となっています。残念ながら、この進路を決定された方の中には既に退職をされているケースもあります。以上です。

**○安井委員** 協力雇用主がふえたことはありがたいのですが、県としての働きかけはインパクトが強くないと、なかなかあられわないと思うのです。協力雇用主会というお互いにお話しする会がありますけれども、協力雇用主会がないところも実はあり、一定の不安感もあるかも知れませんが、国でも多少の保険をつけて雇用促進を図っているのが現状です。協力雇用主の開拓について、ぜひ積極的に働きかけてほしいと。ただ民間に頼むと言うだけではなく、そういうことこそが受け皿として次の雇用につながっていくと思うので、数は次のときに聞くとして、県の働きかけを強めてほしいと思いますので、森田産業・雇用振興部長、担当に任さず広い分野の業種の方々に参加、登録していただけるように、ぜひ働きかけてほしいと思いますので、その決意のほどをお聞かせください。

**○森田産業・雇用振興部長** 刑務所出所者、保護観察者等の雇用に関しまして、安井委員がご指摘のとおり、雇用主をどれだけ広げていく、それも業種を幅広く広げていくのは、

大事なことだと考えています。地道ですけれど、年に1回、シンポジウムを行なったり、知事も出席して雇用主との打合せ、懇談会を開催しています。現時点では、そういう会議を通じた啓発のお願いですが、さらに安井委員からご指摘のように、雇用主の団体に直接働きかけて、業種、仲間をふやしていただく取り組みを強めていきたいと考えています。頑張ります。努力を重ねたいと思います。以上です。

○池田委員 数点質問します。

この委員会、前半はどちらかというと企業側というか、しっかりと県内の経済を強くしていくために、特に小規模事業者にかかわって、融資等についてそれぞれ意見、発言があり、また、休憩後の後半は雇用ということで、私も雇用にかかわって質問をしたいと思います。直接雇用ではないので、産業・雇用振興部が所管ではありませんけれども、農林部の所管で、担い手・農地マネジメント課において、昨年からですけれども、現在、実施されている週末農業起業セミナー、農業起業塾、これは女性向けということですが、この事業の目的、狙い、意図するところについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 池田委員のご質問にお答えします。

今、奈良県の女性農業就業人口は、農業就業人口全体1万9,000人と少しいますけれども、そのうち約半数を女性が占めています。女性農業者、地域農業の振興、6次産業化の進展、地域づくりに重要な役割を果たしているだけでなく、農業の担い手としても大きく期待されているところです。こうしたことを受けて、以前から県においては、女性農業者の新規参入の促進、食と農の女子のネットワークの構築、女性起業活動の促進などを進めているところです。

具体的には、委員からお話のありました平成27年度から、農業に参入する意欲ある女性を公募して、女性が魅力を感じて新たに農業でビジネスを、起業を目指す人材を養成するために、入門編である基礎を学ぶ週末農業起業セミナーを全部で4回やっています。2つ目として、ステップアップとして、より将来を見据えて農業経営などを学ぶ農業起業塾を全6回開校しています。

○池田委員 もう少しお聞かせいただきたいのですけれども、農業に対して大変意欲のある女性が参加をされて、セミナー講座を受けておられるということですが、平成27年度は、何名参加をされたのか。今年度も既にスタートしていますけれども、何名の応募があったのかについてお聞かせいただきたいと思います。あわせて、今、小坂農林部次長がお

っしやった目的、狙いがありますけれども、参加されている女性で、実際農業に携わっておられる方、これからとお考えの方、興味あると思われる方など、さまざまあるのではないかと思います。このあたりについてどのような構成というか、どのような方々が塾をされているのか、お聞かせいただければと思います。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） まずセミナー等について、どのような方が受講されているのかに関して、平成27年度週末農業起業セミナーについては、会社員や主婦の方が多く、大学生もおられ合計25名が受講しました。そのうち、ステップアップ編の農業起業塾には25名中12名が受講したところです。年齢層については、40代が約半数を占めて一番多かったところです。今年度実施している平成28年度については、9月3日に第1回目の週末起業セミナーを開催したところで、14名の方が受講され、ほとんどの方が会社員や主婦の方で、昨年と同じく40代の方が約半数と一番多かった状況です。

今後、今年度は昨年度と同じパターンで、週末起業セミナーを3回、農業起業塾を6回開催していく予定です。

○池田委員 昨年は起業セミナーが25名受講されて、その後の起業塾については12名ということです。内容がそれぞれ違うということで、後の起業塾については、より高度な経営にかかわっての塾と講座ということですから、実際に、農業にかかわっておられない、これからという方については、なかなか受講しにくいというか、少し難しい内容だと思うのですが、平成27年度25名から12名が受講されたわけで、実績といいますか成果をどのように見ておられますか。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 昨年度行いました平成27年度の成果ですけれども、週末起業セミナーと農業起業塾を受講された方を調査し、終わったところで3名の方が就農を希望され、現在2名の方が就農しています。就農した方以外にも、週末起業セミナー、起業塾の受講をきっかけとして、現状を理解していただいて、農産物を直接栽培するのではなく、販売や農にかかわる仕事を目指したいという方、育児の関係で現在はすぐ就農できないけれども、子育てが離れてから就農したい方、定年を機に就農したいという希望を持たれている方もいらっしゃいました。今言ったような方以外にも、受講生に対して、週末起業セミナー、農業起業塾が終わり、満足度、難易度、週末起業セミナーを受講してヒントになったことなどについて、アンケート調査を実施し、把握しているところです。

○池田委員 実際、就農につながったのが2名で、実績があったと評価したいと思います。アンケートをとられたということですが、どういった声が寄せられているのかもあわせて、よければお聞かせいただけたらと思います。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 平成27年度のアンケート結果について、初級編、入門編の週末起業セミナーの満足度については、満足とやや満足を合わせて76%、普通と答えた方が14%、やや不満と答えた方が3%でした。難易度については、ちょうどよいが67%、難しいとやや難しいを含めて15%、簡単、やや簡単が13%でした。自由記載では実体験の話はすごく興味深かった、自分がどのように農業をすればよいのかがヒントになった、女性の農業進出の希望者が多いことがわかったなどの意見をいただきました。

2点目の農業起業塾は、満足度については、満足とやや満足と、全ての方にご回答をいただきました。難易度については、ちょうどよいが51%、難しい、やや難しい含めて37%、やや簡単が12%という構成でした。75%の方が就農や起業のイメージが膨らんだと回答していただいています。今後さらに学びたいこととしては、土づくりなどの農業技術の話、1年間農家で実際に研修してみたい、どんな支援制度があるのかなどの回答がありました。

受講後も県による就農、起業のサポートを行うとともに、就農に当たっては女性ならではの感性とたくましさで農業に取り組んで、地域が元気になって、奈良県の農業の振興に結びつくよう検討して努力を続けたいと考えています。

○池田委員 アンケートの内容を詳しくご説明いただきましたけれども、その声を平成28年度のセミナー、講座、塾の内容にぜひ反映をしていただきたいと思います。

今おっしゃったように女性の視点からといいますか、女性の立場、女性の感性といいますか、女性が農業に目を向けてかかわっていくのは非常にいいことだと思っており、そのきっかけを県でつくっていただいていることは大変ありがたいと思っています。

1点、私の意見です。今後の検討ですが、この講座は、去年とことし委託をされているということです。当初は実際受講される方がどのくらいおられるか、どういったニーズがあるのか、どういうことを希望されているのかははかり知れない、わからないということだと思いますので、当面はこういった形もありかと思えますけれども、ある程度ニーズがわかって、県がやるべき役割として、どういったことを望んでおられるのかが把握できた段階で、直営で十分できるのではないかと思います。予算額が、事業費が多いか

少ないかは意見の分かれるところかと思いますが、将来的にはぜひ直営に切りかえて、よりきめ細やかなニーズに対応できる形をつくっていただくことを、ぜひ、検討していただきたいとお願いしたいと思っています。

女性がこれから就農していただいて、女性の力はますます世の中全体的に、社会全体的に広がってくると思いますし、農業の中でも今実数として半数が女性ということですが、さらに女性が農業にもかかわって、携わっていける奈良県をつくっていただきたいと思っています。以前本会議でも、一般質問でお願いをしましたが、若い世代の担い手の育成についてもぜひあわせてお願いをしたいと思っています。よろしく申し上げます。

次に、雇用の件ですが、奈良県における職業能力開発の施策について質問をします。

平成24年3月に策定をされました第9次奈良県職業能力開発計画をもとに、この5年間はさまざまな施策を進めてこられたと理解をしていますけれども、この5年間で振り返って、担当課としてどのように評価をされているのか、総括的に簡単で結構ですが、お聞かせいただきたいと思っています。

**○元田雇用政策課長** 職業能力開発計画については、奈良県において実施する職業能力の開発に関して基本となる計画で、主として雇用保険料を財源とする公共職業訓練を実施するに当たっての基本となっているものです。

前回、第9次計画を策定した平成23年ごろといいますのは、東日本大震災の直後ということもあり、経済状況が悪かった時期です。有効求人倍率も1倍を割り込んでいた時期でした。そのような中で第9次計画については、経済環境が悪い中で、能力開発をどうするのかを中心に作成したところです。第9次計画の評価は、そういった観点で取り組んできており、雇用のセーフティーネットとしての役割について、一定果たすことができたのではないかと考えています。

ちなみに、平成23年度高等技術専門校の就職率は90.9%、平成24年度は82.6%と落ちたのですが、その後92%、89.3%、平成27年度は91.3%と、一定高い就職率となっています。

詳細については、現在、作業をしているところです。以上です。

**○池田委員** 第9次の計画を見ますと、当時の現状を踏まえて主要課題と目標を掲げられています。その中で、それをもとに5つの柱を持って施策を展開をされ、中では2つの目標値を定めておられます。1つは県立高等技術専門校を退校時、修了時の延べ取得資格数について、2つ目には技能検定の合格者数について、それぞれ数値目標を定めておられま

すけれども、これらの数値目標の達成状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。

**○元田雇用政策課長** 目標の1つ目の、県立高等技術専門校の退校時、修了時の延べ取得資格数です。目標値については、5年間で1,500件と設定しており、実績ですけれども、平成23年度から平成27年度のうちの平成25年度から平成27年度の累計で1,811件と、2カ年含んでいないのですが、これを超えて達成しています。

目標値の2、技能検定の合格者数については、目標値を5,000人と設定しておりこの5カ年で5,481人の実績で、いずれも目標値を達成しています。

**○池田委員** しっかりと目標設定をされて達成をされたことは、本当に素晴らしいと思ひます。先ほどから、各委員から質問が出ていますように、しっかりと雇用、それから定着につながっていく必要があると改めて感じたところです。

よく、昔から手に職をつけて、資格を持っていれば食いはぐれることはない、飯を食っていけるという話もあって、今の時代でもそうだと思いますが、技能研修や訓練を、しっかりと継続して取り組んでいただきたいと思ひますし、技術、技能を持たれた方を、しっかりと県内で雇用していただけるように、ぜひ県が中心になって展開をしていただきたいと願うところです。

今まさに国においては、働き方改革など、雇用についてしっかりと取り組んでいく姿勢で方向性が示されていますので、そういう意味ではこの流れに奈良県もしっかり乗っていくことが大切だと思います。

現在、平成28年度からの次の5カ年ということで、第10次の計画を策定されているということですが、今の策定状況はどのようになっていますか。スケジュールについてもお聞かせいただきたいと思ひます。

**○元田雇用政策課長** 第10次職業能力開発計画の策定に当たり、地域特性やいろいろな企業のニーズを踏まえることが大事であると考えており、県ではこの7月上旬から8月中旬にかけて、県内企業2,000社を対象にニーズ調査を実施しました。現在、そのニーズ調査の結果について、業種や希望別にどのような人材や資格が必要かなどの分析をしています。また、職業能力の開発については、企業内での取り組みが基本であることから、企業の教育投資と経営状況の相関などについても分析をしようとしています。

加えて人口が減少する中、女性や高齢者を含め、人々が持てる力を存分に発揮し、気持ちよく働けることも大事なことで考えています。このため、県で研究を行っている働き方改革や処遇改善などについても、一層進めるために職業能力開発を通じて、企業とともに

取り組むべきことも計画に盛り込みたいと考えています。

今後、事業所や労働者、その他有識者などで構成する職業能力開発審議会を開催して、その意見を参考に反映することとしています。

現在、ニーズ調査を終わっており、今、取りまとめ、分析しているところです。今後の予定としては、先ほど申し上げた職業能力開発審議会を開催して、年度内には第10次計画の策定に努めたいと考えてます。以上です。

○池田委員 第10次計画は、今、雇用政策課長がお述べになったように、非常に重要なものだと思っており、第9次計画と違って、1歩も2歩も踏み込んだ形で取り組んでいこうと、計画の中にしっかりと盛り込んでいこうという決意を述べられたと理解をしています。これからの雇用政策、雇用行政を進めていくに当たって、大変重要な計画になるかと思しますので、雇用政策課長が申されたように、奈良県における雇用にかかわっての特性もしっかりと盛り込んでいただいて、向こう5年間の施策にしっかりと反映をして、実効あるものにしていただきたいと思しますので、お願いしたいと思します。

最後に3点目、鳥獣害の対策について質問をします。農業水産振興課長事務扱いの、和田農林部次長にお願いします。

有害鳥獣の捕獲拡大を図るとともに、観光のオフシーズン対策の一環として、奈良ジビエ料理を生かした奈良ジビエPRキャンペーンを実施するとして、先ほど農林部長から説明がありました。今議会にキャンペーンの補助金などの所要の予算として、960万円を提案されています。有害鳥獣における、農作物に対する被害状況について質問しますが、皆さんも各地域でいろいろな声を聞かれていると思しますが、有害鳥獣による農林水産物の被害は大変深刻なものであると思っており、農家の皆さんは、特に収穫の時期になりますと、頭を悩ませている、不安を抱えておられるのではないかと思います。近年特に耕作放棄地の増加や、農村の環境の変化などにより、特に中山間地域にまで被害が及び、増加しています。これまでの奈良県における鳥獣害対策についてどのような取り組みを行ってこられたのか、お聞かせいただきたいと思します。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 鳥獣害対策のこれまでの取り組みについてのお尋ねです。

県では鳥獣害対策については集落ぐるみで、面的に取り組んでいかないと効果的でないということで、1つ目は人材の育成、2つ目には生息環境の管理、3つ目には被害の防除、4つ目に個体数の調整という4つの項目で地域の実情に応じて進めています。具体には人

材の育成については、集落ぐるみで指導する地域リーダーを育成していかなければならないということで、研修会や狩猟免許の取得の促進についての講習会等を実施しています。具体には、平成27年度においては、講習会の出席者は160名おられました。

2つ目の生息環境の管理については、有害鳥獣の隠れ家となるところが多くありますので、この整備として、林地の整備や耕作放棄地を解消するための取り組みを支援しています。平成27年度については、面積で24ヘクタール程度整備しました。

3つ目の被害の防除については、侵入防止策として防護ネットなどを設置していますけれども、平成27年度は約74キロメートル防護施設等を設置しています。

4つ目には、個体数の調整について、特にイノシシ、ニホンジカ等の狩猟期間を延長して、従来の2月15日を1カ月延ばして3月15日までということで、11月15日から3月15日までの期間での狩猟期間を設けています。雌ジカがふえる現況となっており、特に報償金制度の創設をしています。経費補助等を行った実績は、平成27年度の実績については、イノシシが6,191頭、ニホンジカについては8,086頭で、いずれも県の基本的な計画数値は上回っていますが、まだまだ実態としては鳥獣害は減っていないと感じています。また、効率的に捕獲するために、夜間でも自動的に捕獲できるICT技術を使った装置などを普及しています。そういう現状です。

○池田委員 努力されていることは十分理解しています。もし数字がわかれば、奈良県全体の平成27年度被害面積と被害金額をお聞かせいただけたらと思います。あわせて、傾向として減っていると思うのですが、どういう状況なのかも教えてください。

○和田農林部次長（農業水産振興担当、農業水産振興課長事務取扱） 被害の実態ですけれども、平成27年度においては全体で面積は359ヘクタールあります。被害額は1億9,800万円です。この数字については、これからもそうだと思いますが、基本的には減っています。面積ではピーク時が平成21年度だったのですが、これと比較して44.4%になっています。金額については、平成22年度と比較ですけれども、66.9%と落ちています。

ただ、基本的には落ちています。実態としては委員がお述べのようにまだまだ被害の実態はひどいです。実際、一部の市町村、例えば奈良市や五條市は、まだまだ増加傾向にあります。まだまだ対策は十分とは思いませんので、今後も評価して取り組んでいきたいと思っています。

○池田委員 資料をいただくと、被害発生状況の面積や被害金額は、今、和田農

林部次長から答弁あったように奈良市、五條市はふえているのです。全体としては減っていますが、ふえている市町村もあると。エリアでいいますと、北部、中部、南部、東部とあり、北部だけがふえているのです。ということは、中部、東部、南部はしっかりと対策ができて、そのあたりは全体としては被害面積も金額も随分少なくなってきましたが、今度は逆に北部に出てきていると。これは、いろいろな原因があろうかと思しますので、詳しくはきょうは聞きませんが、いずれにしても、すぐには解決しないのは、十分理解をしていますが、引き続き市町村や農業従事者とも連携、連動、協力をしながら、粘り強く取り組みを進めていただけたらと思いますので、どうかよろしく願い申し上げます、私の質問を終わります。

○松尾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これをもちまして質疑を終わらせていただきます。

次に、議会閉会中の審査事件に係る委員長報告につきましては、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。